

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

年齢

年齢は、平成 27 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 27 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

平均年齢

平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

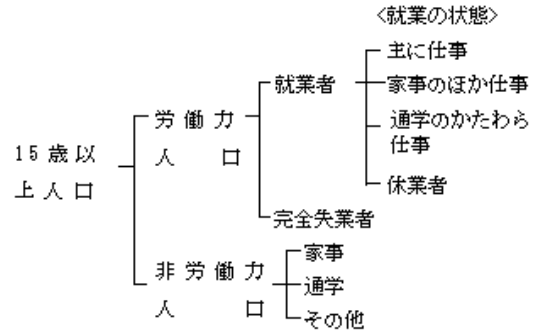
- I 未婚—まだ結婚したことのない人
- II 有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- III 死別—妻又は夫と死別して独身の人
- IV 離別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」とし、日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名欄に記入された国とした。

労働力状態

15 歳以上の者について、平成 27 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



A 労働力人口—就業者と完全失業者を合わせた人

I 就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入に伴う仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。

1) 主に仕事—主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合

2) 家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

3) 通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

4) 休業者—勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合、又は、事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合

II 完全失業者—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

B 非労働力人口—調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く。）

(1) 家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

(2) 通学—主に通学していた場合

(3) その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしてきた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

I 雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

(1) 正規の職員・従業員—勤め先で一般職員

又は正社員と呼ばれている人

(2) 労働者派遣事業所の派遣社員—労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

(3) パート・アルバイト・その他—就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人、又は専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

II 役員—会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

III 雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

IV 雇人のない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

V 家族従業者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

VI 家庭内職者—家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によった。

また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類した。

平成 27 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）を基に再編成したもので 20 項目の大分類、82 項目の中分類、253 項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第 1 次産業	A 農業、林業
	B 漁業
第 2 次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
第 3 次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業
	G 情報通信業
	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業
	J 金融業、保険業
	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業
	M 宿泊業、飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業
	O 教育、学習支援業
	P 医療、福祉
	Q 複合サービス事業
	R サービス業（他に分類されないもの）
	S 公務（他に分類されるものを除く）

職業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類による。

平成 27 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）を基準としており、大分類が 12 項目、中分類が 57 項目、小分類が 232 項目から成っている。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒一学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者一老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者一自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者一刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

- A 親族のみの世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
- B 非親族を含む世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯

- 1) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
- 2) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 1) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 2) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3 世代世帯は含まない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

- I 住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、

長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。

II 住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋など臨時的応急的に造られた住居などもこれに含む。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

1 主世帯

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

(1) 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

(2) 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであり、かつ給与住宅でない場合。

(3) 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

(4) 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及

び「給与住宅」でない場合。

(5) 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。

なお、家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

2 間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。

居住期間

居住期間とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤・旅行等のために3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となる。

通勤者・通学者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所(自宅)と異なる就業者。

通学者とは、非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園や認定こども園は含まれない。

また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう通学者とはせず、就業者としている。

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所。